

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

静岡茶の新たな需要開拓業務委託

### (2) 業務内容

民間の優れた企画提案の展開により、静岡茶の新たな需要を創出することで、生産・加工・流通・販売を通じた茶産業全体に好循環を生み出す事業を実施する。

### (3) 委託価格の限度額

9,000,000円（税込み） 限度額を超えたものは失格とする。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

## 3 応募資格

事務所の所在地の制限はないが、次の(1)から(6)までの県の競争入札参加資格の申請要件を満たすこと。（資格は不要）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている者でないこと。

(5) 十分な事業実施体制を保有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行えること。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準等

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階

電話 054-221-3297 FAX 054-221-2299 E-mail ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要領の配布

###### ア 配布期間

令和元年6月11日（火）から令和元年7月2日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（静岡県お茶振興課ホームページ上では、令和元年6月11日（火）から令和元年7月2日（火）まで）

###### イ 配布場所

上記(1)及び静岡県お茶振興課ホームページ上

##### (3) 説明会

次のとおり説明会を開催する。会場の都合上、参加人数は1団体2名までとする。なお、参加希望者は、説明会に参加する旨を事前に連絡することを要しない。

ア 開催日 令和元年6月18日（火） 午後1時30分から

イ 会場 静岡県庁東館8階 第6会議室（静岡市葵区追手町9-6）

##### (4) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書、会社概要もしくは定款の写し、見積書

イ 提出期限 令和元年7月16日（火） 午後4時まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 (1)に同じ。

##### (5) 委託業者の決定方法

ア 企画提案者が多数の場合、提出された企画提案書、会社概要等に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を選定し、結果を通知する。

イ プrezentation

次の(ア)及び(イ)のとおり実施する。

(ア) 開催日時 令和元年7月26日（金） 午後1時30分から

(イ) 会場 静岡県庁別館7階 第3会議室（静岡市葵区追手町9-6）

#### 6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提案の具体化にあたっては、提案者の企画案を変更することがある。